

第 17 号

財産の取得について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立の用に供するため、次の土地等を取得する。

平成 24 年 6 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | | |
|-----|---|---|-----------------------------------|
| 1 | 土 | 地 | |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番ほか10筆 |
| (2) | 取 | 得 | 予 定 面 積 28,069.38平方メートル |
| 2 | 建 | 物 | 等 |
| (1) | 所 | 在 | 地 鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地ほか9筆 |
| (2) | 取 | 得 | 予 定 面 積 40,213.15平方メートル |
| (3) | 取 | 得 | 予 定 物 品 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の設立に係る物品一式 |
| 3 | 取 | 得 | 予 定 価 格 1,369,250,000円 |
| 4 | 取 | 得 | の 相 手 方 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2 |
| | | | 独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構 |
| | | | 理 事 長 尾 身 茂 |

提案理由

財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。